

安心・安全ないすみ市の海水浴場の確保に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、偉人、文人その他の著名な人物が多く訪れた歴史のあるいすみ市の海が海水浴場を中心に市民等の憩いの場、来訪者のにぎわいの場として利用されてきたことに鑑み、海水浴場等の利用について、市や市民等の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、市民等の海水浴場等への愛着を育み、海水浴場等を安全に、かつ、安心して利用することができるものとするを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）海水浴場 市が千葉県へ届け出をして設置する太東海水浴場及び大原海水浴場をいう。
- （2）海水浴場等 海水浴場を含んだ区域として規則で定める区域をいう。
- （3）事業者 海水浴場において、規則で定める開設期間（以下「開設期間」という。）中に海の家等の経営その他の事業活動を行う全ての者をいう。
- （4）市民等 市民、来訪者及び事業者をいう。

（適用期間）

第3条 この条例を適用する期間は、海水浴場の開設期間とする。

（市の責務）

第4条 市は、安全に、かつ、安心して利用することができる海水浴場等の確保のため、海水浴場等の良好な環境の保全及び海水浴場等における事故その他の危険の発生の防止に関し、必要な施策を実施しなければならない。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、他の利用者の海水浴場等の利用の妨げとならないよう配慮して海水浴場等を利用するとともに、海水浴場等の美化、秩序の保持その他の良好な環境の保全に積極的に努めなければならない。

- 2 市民等は、第1条の目的を達成するために、市が実施する施策に協力する責務を有する。

（禁止行為）

第6条 市民等は、海水浴場等において正当な理由なく次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）ブイ、ロープその他これらに類するもの（以下「ブイ等」という。）により示された遊泳区域（以下「遊泳区域」という。）内にモーターボート、水上オートバイ、

ヨット、サーフボード、ウィンドサーフィンその他これらに類するものを乗り入れること。

- (2) 遊泳区域を示すブイ等の付近でモーターボート、水上オートバイその他これらに類するものの高速航行を行うこと。
- (3) 酩酊^{めいてい}した状態での遊泳その他の他人に迷惑をかける行為をすること。
- (4) 遊泳区域内に動物（介助犬、盲導犬及び聴導犬を除く。）を入れること。
- (5) 砂浜に車両等（緊急車両及び海水浴場の管理車両を除く。）で進入すること。
- (6) たき火をし、又は火気等を使用する調理器具を使用すること（事業者が事業活動を行うために使用する場合を除く。）。
- (7) 入れ墨その他これに類する外観を有するものを公然と公衆の目に触れさせること
によって、他者に不安を覚えさせ、他者を畏怖させ、他者を困惑させ、又は他者に嫌悪を覚えさせることにより、海水浴場等の利用を妨げること。
- (8) ごみを投棄すること。
- (9) もり、水中銃その他の人の身体に危害を及ぼすおそれがある器具を携行し、又は使用すること。
- (10) 音響機器を用いて大きな音又は音声を発生させること（規則で定める目的で用いる場合を除く。）。
- (11) 公衆の安全、衛生及び風俗を損なうような行為をすること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が海水浴場等の管理上支障があると認める行為をすること。

（指導、勧告等）

第7条 市長は、市民等が前条の規定に違反したと認めるときは、必要な指導又は勧告をすることができる。

2 市長は、市民等が前項の規定による指導又は勧告に従わないときは、当該違反に係る行為の中止その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。